

令和8年度まちづくり懇談会ふれあいトーク事前質問要望等一覧(岩舟地域)

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
1	茂呂八郎 士	<p>【市における空き家管理のお願い】</p> <p>当地区のみならず、栃木市全体においても若い世代が減少し、高齢者世帯が増えています。おそらく数年後には、その方たちも亡くなり、そのうちの幾つかは管理もずさんに放置され、庭には雑草が生い茂り、家屋も廃墟同然となってしまいます。</p> <p>現に、我が家の前のお宅も数十年前に空き家となり、雑草が生い茂り、いつの間にか樺が生え、今では大きく育っています。</p> <p>20年位前だったと思いますが、夜中に仄かな灯りが見えるので、警察に連絡したところ、中に食事をした跡があったとのことでした。</p> <p>今後においては、後期高齢者の割合も増え、更には空き家の数も増えると予想されます。火事や獣害、そして防犯上の問題もあると思いますので、市内の空き家を調査し、空き家マップを作成して、市において一括管理をお願いしたいと要望します。</p>	<p>【建築住宅課:TEL 21-2452】</p> <p>空き家は全国的な問題となっており、本市においても増加傾向にあることから、栃木市空き家等対策計画を策定し、計画に基づく取組を進めているところでございます。</p> <p>同計画の策定に当たっては、市内における空き家の状況を把握する必要があることから、本市では、定期的に空き家の実態調査を行い、空き家マップを作成しております。</p> <p>なお、空き家は個人の財産となることから、ご要望にありますような市による空き家の土地建物等の管理はできかねるところでございますが、適正に管理されていない空き家に関する情報提供があった場合は、法令に基づいて所有者等を調査し、適正管理を促す助言指導を行っております。</p> <p>本市では、新たな空き家の発生を抑制するための空き家発生予防セミナーの開催、空き家バンクによる空き家利活用の促進、老朽化が進んだ空き家の除却に対する解体費補助金による支援など、様々な取組を行っており、引き続き、空き家等対策の推進に努めてまいります。</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
2	中妻	<p>【耕作放棄地の対策】</p> <p>近年、耕作放棄地が増加し、雑草や竹が繁茂、害虫の発生、鳥獣被害などの影響が出ております。特に夏場は背丈が高くなり、道路の見通しが悪くなる、竹が道路にかかる、畑の作物が荒らされるなど影響が出ています。</p> <p>また、当自治会の地域では、太陽光発電所が増えており、耕作放棄地の対策となっておりますが、景観上、あまり良いものではなく、耐用年数後の処分に不安があるという意見もあります。</p> <p>個人の対応、また自治会としても努力したいところですが、全体に高齢化しているため、難しい状態です。</p> <p>つきましては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路わきの草刈り頻度を増やす(現在は県道など年に2~3回) ・草刈りを行う対象道路の拡充、草刈り範囲を広げる(近接私有地など) ・耕作放棄地の所有者への働きかけ 所有者の相談窓口設置、草刈りの助成など <p>以上、ご検討いただきたいと思っております。</p>	<p>【道路河川維持課:TEL 21-2774】 【農業委員会事務局:TEL 21-2395】</p> <p>一つ目の、ご要望の道路わきの草刈りの頻度を増やすことについては、要望箇所が増加していることから、市内の状況を注視し、優先順位をつけて対応してまいります。</p> <p>二つ目のご要望の前段の草刈りを行う対象道路の拡充とのことですが、草の繁茂状況を見て対応します。</p> <p>また、後段の範囲を私有地側に広げられないかという要望ですが、原則として個人の土地の竹木や草の除去などの管理は所有者が行うものと認識していますが、個人の土地を越えての道路の通行に危険を及ぼすような場合は緊急的に通行を確保する範囲で支障物の除去を道路管理者の行為として行っております。あくまでも通行に支障の出る範囲においての対処ですので、ご理解ください。</p> <p>三つ目のご要望の耕作放棄地の所有者への働きかけにつきましては、農業委員会が窓口となり、現地状況を確認した後、耕作者の責務として適正な管理をおこなうよう通知によりお願いしています。周辺への影響が大きい農地で改善が見られないときには、耕作者へ直接話すことで対応しています。</p> <p>こうした耕作放棄地につきましては、年々増加傾向であることから、地元農業委員や農地利用最適化推進委員へ情報提供し、担い手等へ仲介することで少しでも解消できるよう努めてまいります。</p> <p>また、草刈りの助成等は現状ございませんが、草刈機の無償貸し出し(草刈機取扱作業安全衛生教育を受講された方に限ります。)を行っておりますので、ご活用ください。</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
3	和泉第二	<p>【敬老の日対象者名簿について】</p> <p>毎年当自治会では、永年にわたり地域社会の発展に尽力されてきた高齢者に対し、敬意を表し、高齢者福祉の向上を目的として、祝賀会、祝品の配布などを行ってきました。</p> <p>自治会役員が対象者を確認するために総合支所へ行くと、個人情報のためコピー禁止と説明され、自治会役員が1時間以上をかけて62名分の住所、氏名等を書き写してきました。</p> <p>敬老会補助金事業を続けるのであれば、各自治会役員の負担を減らすためにも、担当係からの敬老の日対象者名簿を各自治会へ配布することを要望します。</p>	<p>【高齢介護課:TEL 21-2241】</p> <p>市で毎年実施している、栃木市敬老会事業補助金は、それぞれの地域において開催される敬老会に対し、主催する団体に、開催経費の一部助成するもので、助成額は80歳以上の方の人数により補助しています。</p> <p>一方で、任意団体である自治会が祝賀会等でどなたを対象とするか市は把握できないため、市が敬老会補助金の対象者のみを掲載した名簿を作成することはできません。</p> <p>市が作成する名簿は80歳以上の方全てを掲載したものとなり、自治会等が開催する敬老会の対象ではない方が含まれている可能性があることから、個人情報保護の関係で配布することはできませんので、ご理解ください。</p> <p>なお、他自治会においては、お持ちの名簿と照らし合わせて、必要な方のみを追記されている事例も見受けられることから、昨年度、書き写された名簿をお持ちであれば、同様の方法でご負担を軽減することも可能かと思っておりますので、ご参考になさってください。</p>